

## 【東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理における

### 府内港湾施設・積替施設に関する地元住民説明会（平成24年10月7日）説明概要】

#### （大阪府 環境農林水産部 大江環境政策監）

- ・ 本日は大変お忙しい中、たくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。
- ・ 被災地の廃棄物の受入の件に関しましては、被災地である岩手県から、是非ともお願いしたいという要請を受けまして、大阪府として、住民の安全を大前提として、支援をすべきだと考え、取り組んでいるところでございます。
- ・ また、今回受入れる廃棄物は、岩手県の宮古地区、すなわち、宮古市、岩泉町、田野畑村の廃棄物で、いずれの自治体からも、ぜひよろしくお願ひしたいと要請を伺っているところでございます。
- ・ さて、これまでの説明会で、受入の事業の内容について、此花区の中学校で3回、中央公会堂で1回ご説明を行ってまいりましたが、その際に説明しておりました内容で、一部、私どもの方で、方針を変更した部分がございますので、本日、ご説明にあがらせていただいた次第でございます。
- ・ 具体的に申しますと、処理の流れのところでございますが、陸揚げする港、それから積替施設の場所につきまして、これまでは、運搬業務を行う落札業者によりまして決めますとご説明をさせていただいていましたけれども、府として、改めて検討いたしました結果、いずれも夢洲地区ないしは、舞洲地区でやっというということで、コンパクトな処理計画にするという考え方の方針を固めさせていただいたところでございます。
- ・ 本日は、初めて説明会にご参加なさる方もいらっしゃるかと思いますので、改めてこのことを中心に、しっかりとご説明させていただきたいと考えております。
- ・ いずれにいたしましても、受入に当りましては、安全指針をしっかりと守って取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### （大阪市環境局 玉井局長）

- ・ 本日、皆様方には、お休みの日に関わりませず、大勢お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。
- ・ 現在、大阪府、そして大阪市では、今、大江政策監の挨拶の中にもございましたように、岩手県宮古地区の木くず等可燃物の受入準備を進めているところでございます。
- ・ 受入に係る安全性につきましては、市民・府民の方々の安心・安全の確保は重大な責務であるというところから、この間、環境省、大阪府、大阪市と十分に連携

をとりまして、様々なプロセスを踏みながら、慎重に、安全性の確認を行ってまいりました。

- ・ 受入対象としております廃棄物は、放射性セシウム濃度が **100** ベクレル/kg 以下のものをごさいます、実際に岩手県宮古地区でも測定されております。
- ・ 排ガス等の安全性につきましても、大阪市の舞洲工場につきましても、高度な排ガス処理設備を有してございます、十分な安全性を確保してございます。
- ・ また、北港埋立地で焼却灰の埋立処分を行います、それにつきましても、ゼオライトを敷設するという厳格な安全性を一層確保するという方法で行います。
- ・ 受入、焼却、埋立、全ての過程において、府・市で、その安全性というものを確認し、万全を期す、という心構えを持ちまして、皆様に情報をご提供しながら、進めてまいりたいと思っております。
- ・ お手元にお配りしてございますA3の資料の中で、2枚目には、この間の説明会で使用いたしました資料を参考として添付させていただきます。
- ・ この資料につきましても、大阪府市の考え方の基本というものですので、この意見交換の中で、並行してご参照を賜われればと思っております。
- ・ 大阪市といたしましては、大阪府と連携して、被災地で処理しきれない廃棄物の処理について受け入れ、現地の早期復興を支援したいと考えてございますので、どうか、地域の皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ・ また、本日は、積替施設等を中心とする説明でございますけれども、その他に関しましても、色々ご疑問な点等ございましたら、ご意見をお出しいただければと思っております。
- ・ 本日、時間は限られてございますけれども、どうかよろしくお願い申し上げます。

#### (大阪府 環境農林水産部循環型社会推進室 矢追室長より資料について説明)

- ・ 岩手県からの廃棄物の受入に関しましては、これまでも、6月の27日、7月の2日、4日の此花区内の中学校での説明会や、8月30日の大阪市中央公会堂での説明会などにおきまして、廃棄物の処理の安全性と全体の流れにつきましても、舞洲工場での焼却や、北港処分地での焼却灰の埋立処分を中心に、大阪市とともに、ご説明をしてまいりました。
- ・ 本日の説明会では、岩手県から海上輸送で運んできたコンテナを積み降ろす、府内の港湾施設と、コンテナからの積み替えを行う、積替施設の場所についての考え方を固めましたので、このことを中心に、大阪府からご説明をさせていただきますと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。
- ・ 右上に、大阪府と書いてございます資料をご覧ください。その資料の左上をご覧ください。
- ・ 本日、説明会に初めてご参加された方もいらっしゃるかと思いますので、まず、

今回の廃棄物の処理の概要と流れにつきまして、簡単ではございますが、改めてご説明を申し上げます。

- ・ 受入の対象は、岩手県で十分に選別された木くずを中心とする可燃物で、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり **100** ベクレル以下、つまり、一般食品の基準と同じレベル以下のものに限ります。
- ・ これを平成 **26** 年 3 月 **31** 日までに、上限 **36,000** トンを処理する予定をいたしております。
- ・ また、放射性セシウム濃度や、空間放射線量などを測定し、安全性を確認しながら、運搬や処理を行ってまいります。それらの測定結果は、大阪府・大阪市のホームページで速やかに公表してまいります。
- ・ 次に、資料の中ほどにあります、「廃棄物の処理の流れと安全性の確認」のところをご覧ください。
- ・ 左端に、“一次仮置場”と書いてございますが、岩手県では、災害廃棄物を、まず、この一次仮置場に集め、ここで、重機によりまして、危険物やスレート類、大きな家電製品などの処理が困難なものや、コンクリートがら、鉄スクラップなどの再利用できるものを、取り除く作業を行っております。その後、重機で廃棄物を小分けして、今度は人力で、スレート片や小型の家電製品、鉄くずやコンクリート片などを取り除く作業をしております。このような作業を“粗選別”といっております。
- ・ 岩手県では、特にアスベストには注意を払っており、この粗選別を行っているところに、アスベストの含有が疑われる廃棄物についての専門教育を受けた監視員を配置いたしまして、アスベスト含有物の除去に力を注いでおります。アスベストの含有が疑われるものが発見された場合は、直ちに水をかけて湿潤化し、破碎などは行わず、現物のまま取り除き、別途保管して処理するという手順がとられております。
- ・ 一次仮置場では、このような作業を行いながら、廃棄物を、柱材・角材といったような大きな木質系のものと、可燃系混合物、不燃系混合物に丁寧に選別していくということが行われております。
- ・ 一次仮置場でこのように選別されました柱材・角材、可燃系混合物、不燃系混合物が二次仮置場に運ばれます。
- ・ 二次仮置場におきましては、これらをベルトコンベアに載せて、人力によって、可燃系混合物に混入していた小さな鉄くずやコンクリート片などの不燃物を取り除きながら、磁石を使って鉄くずを取り除く磁力選別機、さらには、振動篩や破碎機などの機械を使いまして、丁寧に可燃物と不燃物を仕分けし、また、一定以下の大きさに整えていくという、選別・破碎作業が行われています。
- ・ この作業によりまして、廃棄物に付着しました土砂や不燃物を取り除かれ、ごみ

焼却場で焼却できる“木くず”を中心とした可燃物となります。これが受入対象としている廃棄物でございます。

- この受入対象の廃棄物につきましては、岩手県内において、廃棄物の放射性セシウム濃度のほか、空間放射線量、遮蔽放射線量を測定いたします。
- これらの測定結果が、全て、府の処理指針の受入基準を満たすもののみ、密閉型のコンテナに積み込み、さらに、港湾施設でコンテナの空間放射線量を測定した上で、船舶に積込み、廃棄物を搬出することといたしております。
- 岩手県内から海上輸送によって、大阪まで運ばれましたこれらのコンテナは、大阪の港湾施設で船舶から積み降ろし、積替施設において、最終的に不燃物の混入がないかどうかのチェックを行いましたうえで、焼却工場への運搬車に積替えて、舞洲工場で一般のごみと一緒に焼却し、その焼却灰を北港の処分地で埋立処分をする、というのが処理の全体の流れでございます。
- 次に、大阪での船からのコンテナの積み降ろしと、積替施設の場所について、ご説明を申し上げます。
- これまでの説明会では、この府内の港湾施設・積替施設につきましては、入札で決定をした海上運搬などを行う業者に決定させるという考え方をいたしておりましたことから、詳細は未定というご説明をさせていただいておりましたが、8月7日に、環境省が、被災地の廃棄物処理の全体計画に関する発表を行い、これによりますと、広域処理については、既に受入を表明している自治体のみと調整するとの方針が示され、すなわち、大阪府・大阪市が、広域処理に協力することで、岩手県の廃棄物は目標期間内での処理の目途が立つ、という状況が示されました。つまり、府内での岩手県の廃棄物の受入は、大阪市が舞洲工場と北港処分地において行うもののみとなることが確実となりました。
- これを受けまして、大阪府としましては、コンテナの積み降ろし港から、積替場所までの陸上輸送や、積替場所から焼却工場への運搬車の走行に係る、道路交通上の安全や住宅地への生活環境上の環境負荷の低減、という観点から、コンテナの積み降ろし、陸上輸送、積替え、焼却場への運搬という一連の工程をできるだけ位置的にコンパクトに行うことが適切であると考え、舞洲工場や北港処分地の近隣にある港湾施設や用地を活用することといたしました。
- 資料の左下の位置図をご覧ください。
- この図で、まる3、で示しておりますのが、舞洲の焼却工場、まる4で示しておりますのが、北港の焼却灰の埋立処分地です。
- 先ほど申し上げましたとおり、これらの施設と位置的にコンパクトに、府内で処理を行うということから、まず、船からコンテナをおろす、府内の港湾施設につきましては、図の右下の、まる1として、「積み降ろし、港湾施設（夢洲・舞洲）」として、矢印で示しております場所を考えております。

- これは、夢洲地区の公共埠頭、図ではC-10～C-12などとなっている部分ですけれども、これと、舞洲地区の公共埠頭、図では、舞洲内貿埠頭、あるいは舞洲埠頭などと書かれているところがございます。
- この夢洲地区、舞洲地区のいずれかの公共埠頭を使用するというを、入札の条件といたしており、夢洲地区、舞洲地区のどちらの埠頭になるかは、入札で落札した民間業者により、決まることとなります。
- 次に、積替施設でございますが、図では、まる2、の積替施設（夢洲）、と記載しております。
- 港湾施設で積み降ろしされましたコンテナは、陸上輸送で、この積替施設に運ばれます。
- ここで最終的に、受入対象である可燃物以外のものが入っていないということを確認しました上で、コンテナから舞洲工場に運ぶための車両に積み替える作業を行うわけでございますが、この積替施設を夢洲地区の中の北港処分地内の、既に廃棄物の埋立予定を完了した土地を活用していこうというものでございます。
- 資料の右上にございますように、コンテナの陸上輸送や焼却場への運搬車の走行に係る、道路交通上の安全や、住宅地への生活環境上の環境負荷の低減という観点から、港でのコンテナの陸揚げ、陸上輸送、積替、焼却場への運搬という一連の工程を位置的にコンパクトに行うことが適切であると考え、港湾施設や積替施設につきましては、舞洲工場や北港処分地の近隣地域にある港湾施設や用地を活用することとしたものでございます。
- なお、この間の経緯につきましては、資料の下の真ん中に記載をいたしております。
- 次に、資料の右下をご覧ください。今後のスケジュールでございます。
- 今後のスケジュールといたしましては、11月に約100トンの廃棄物を用いて試験処理を行う予定ですが、その前に、説明会を開催させていただき、そこで、試験処理についての具体的な計画、使用する港湾施設や積替施設、運搬ルートや測定計画などについて、それまでに測定しましたデータなどもあわせて、ご説明をさせていただく予定をいたしております。
- 試験処理の結果につきましては、速やかに公表いたします。
- その後、試験処理の結果と併せまして、本格処理の具体的な計画についての説明会を行った上で、来年2月には本格処理に移行していきたいと考えてございます。
- 次に、資料の裏面をご覧ください。
- 資料の裏面には、先程ご説明を申し上げました、岩手県内で行われています、選別や破碎の各処理工程の様子や、選別されたものの一部の写真をお示ししております。
- 岩手県では、重機や機械、それに人の手もたくさん使いまして、丁寧な選別作業

が行われております。

- 右上の写真が、受入対象の廃棄物でございます。
- 何回も人の目、人の手、さらに機械も使って、選別・破碎が行われており、その結果、写真にございますように、木くずのチップのようなものとなっております。これが受入対象となるものでございます。
- また、受入れる廃棄物の放射性セシウム濃度についてですが、資料の右下の表に示してございます。
- これは、これまでに秋田県、石川県輪島市、それに群馬県が、本年の4月から8月までに、宮古市の二次仮置場の選別・破碎後の可燃物、すなわち、受入れる対象となる廃棄物について測定したのですが、これらの結果は、検出下限値を廃棄物1キログラム当たり、1.4～4.4ベクレル/kgとしていますが、それでも、セシウム134、セシウム137ともND、つまり検出されなかった、という結果になってございます。
- 今後、岩手県から廃棄物を受入れるにあたりましては、府として、改めまして、廃棄物の状態や、放射性セシウム濃度が、”1キログラム当たり100ベクレル以下“であることなどを確認し、さらには、各工程で、放射性セシウム濃度や、空間放射線量などを、しっかりと確認をし、データはすぐに公表しながら、処理指針を厳格に遵守し、進めていきますので、どうかご安心をいただきたいと思っております。